

回復期リハビリテーション病棟入院料(第3病棟)に係る掲示事項について

基本診療料の施設基準に基づき、下表のとおり御案内いたします。

	令和6年 7月	8月	9月	計
前月までの3か月間に回復期リハビリテーション病棟から退棟した患者の数	10	5	11	26

	令和6年 7月	8月	9月	計
退棟患者の基本診療料の施設基準等別表第9の2に掲げる回復期リハビリテーションを要する状態の区分内訳	10	5	11	26
1 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態	8	5	10	23
2 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態	1	0	0	1
3 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態	0	0	0	0
4 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態	0	0	0	0
5 股関節又は膝関節の置換術後の状態	1	0	1	2

直近のリハビリテーション実績指数 (令和6年10月時点)	47.95
---------------------------------	-------

令和6年10月

埼玉県総合リハビリテーションセンター